

# 公立大学法人下関市立大学における反社会的勢力に対する基本方針

令和5年6月28日制定

公立大学法人下関市立大学は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する基本方針を定める。

- 1 反社会的勢力との一切の関係を持たず、不当要求に対しては断固として拒絶する。
- 2 反社会的勢力による不当要求への対応にあたっては、学生、教職員及び役員の安全を確保する。
- 3 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面において適切な法的措置を講じる。
- 4 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。